

平成22年度 認知症対策新規事業

1. 認知症見守り支援事業

① 事業の目的

- ・ 常時認知症の方の見守りや外出の付添い等を強いられる介護家族の、身体的・精神的負担の軽減及び、日常生活を営むのに支障がある認知症の方の、自立した在宅生活の継続と質の向上を目的とする。

② 事業の概要

- ・ 利用対象の要件にあてはまる方へ、社会福祉協議会への事業委託により、在宅福祉サービス（有償）事業の協力会員を活用して、サービス提供を行なう予定。（但し身体介護サービスは行なわない。）

《利用対象》

- ・ 府中に居住し、認知症傾向の症状による、見守りや外出の付添いを必要とする方
- ・ 所得制限

（介護保険料段階が第1から5段階までの方：本人課税、前年所得 125万円以下）

《利用回数・時間》

週2回、1週間の合計が4時間を限度

2. 認知症緊急ショートステイ事業

① 事業の目的

- ・ 認知症の人を介護している家族が、急病、事故、災害、葬儀その他の事由で、緊急かつ一時的に介護を頼みたい場合、あるいは、独居の認知症者で一時的に在宅生活の維持が困難な場合に、ショートステイサービスを提供する。

② 事業の概要

- ・ 市が通年で鳳仙寮に委託予定。緊急ショート専用の個室ベッドを1床確保する。
- ・ 利用は介護保険制度での対応となる。
- ・ 土日祝日、夜間も受け入れを行なう。

《利用対象》

- ・ 府中市に居住している40歳以上の方で、緊急ショートステイの要件を満たす方。
- ・ 未認定者は介護保険サービスの暫定利用を予定。
- ・ 医療的処置が必要でない方。

《利用要件》（いずれかの条件に当てはまる方）

- ・ 介護家族が緊急かつやむを得ない理由で居宅での介護が困難となり、徘徊や大声を上げる等の症状により、個室対応のショートステイが必要な認知症の方。
- ・ 認知症状を有するひとり暮らしの方で、在宅生活を営む上で、生命維持及び身体の保護に著しい支障が生じていると認められる方。
- ・ その他、市長が必要と認めた場合。

《利用期間》

原則 1回7日以内